

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年5月から43年7月までA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答等から判断すると、申立人は、申立期間において同社B工場に継続して勤務し（昭和43年6月1日にA社B工場から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを誤って同年5月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月21日から同年5月19日まで

私は、昭和50年3月から55年7月までA社に継続して勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社B事業所の業務を引き継ぐC社から提出された資料、同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和50年5月19日にA社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和50年3月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和62年3月に解散しており、当時の事業主も既に死亡している上、C社は不明と回答していることから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

私は、A社本社で新人研修を受けた後、昭和40年7月20日に同社C営業所管内のD出張所へ異動となった。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るB社の従業員名簿、雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和40年7月20日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月から44年12月まで

私は、昭和37年4月から44年12月までA社（現在は、B社）に在籍しており、同社在籍中は同社が私の国民年金保険料の納付を代行していたと思うが、申立期間が未加入となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の20歳到達による強制加入者の資格取得日等から、平成8年4月頃に払い出されたと推認され、この加入手続において申立人は同年3月の厚生年金保険被保険者資格喪失時に遡って初めて国民年金被保険者資格を取得したと考えられることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、自分で国民年金保険料を納付したという記憶は無く、A社を通じて国民年金保険料を納付していたとしているが、同社は、「報酬等から天引きし、本人に代わって市町村に国民年金保険料を納付することは無かった。」と回答している上、申立人と同時期に高校卒業後、同社と新契約を結んだ6人の国民年金保険料の納付状況を見ると、いずれも在籍期間に保険料を納付した記録は無く、同社が保険料の納付を代行していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から54年10月までの期間、56年4月から57年6月までの期間、同年10月から59年6月までの期間、60年6月から同年7月までの期間及び61年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年2月から54年10月まで
② 昭和56年4月から57年6月まで
③ 昭和57年10月から59年6月まで
④ 昭和60年6月から同年7月まで
⑤ 昭和61年2月から同年3月まで

結婚後、申立期間当時の夫の勤務先から国民年金への任意加入を勧める電話があり、同勤務先で国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料は当時の夫の給与から控除されていたと記憶しているので、全ての申立期間において納付記録が無いことに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年10月頃にA市において払い出されたことが推認されるとともに、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る国民年金被保険者台帳、並びにB市、C市及びD市における申立人に係る国民年金被保険者名簿等から、申立人はこの手帳記号番号により、同年11月に任意加入被保険者資格を取得し、57年10月に同資格を喪失し、61年4月に第3号被保険者資格を取得したことが確認でき、この資格履歴はオンライン記録と一致していることから、申立期間①、③、④及び⑤は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、オンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、「当時の夫の勤務先からの加入勧奨により、当該勤務先を通じて国民年金に任意加入し、保険料は夫の給与から控除されていた。」としているが、A市は、「事業所が従業員の配偶者の任意加入手続や保険料納付を行うことはなかったはずである。」と回答しており、当該勤務先は、「そのような話は聞いたことがない。従業員の妻の国民年金保険料を夫の給与から控除していたことを示す当時の資料も無い。」と回答している上に、申立人の当時の夫の同僚の妻で、申立人と同時期に国民年金に任意加入した者に、自身の加入手続及び保険料納付について照会したところ、「加入手続は自分で行った。保険料の納付は夫の給与からの天引きではない。」とする回答が複数あった一方で、勤務先が加入手続を行い、夫の給与から保険料が控除されていたとする回答は無かった。

加えて、申立人の国民年金の任意加入の記録のある昭和54年11月から57年9月までの35か月の保険料の納付記録について見たところ、このうち、申立期間②の15か月について保険料の未納が記録されているほかに、上記被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間②の直前直後である56年1月から同年3月までの3か月の保険料及び57年7月から同年9月までの3か月の保険料については過年度納付が記録されており、このような納付記録からも、申立人の当時の夫の勤務先が給与から申立人の国民年金保険料を控除し、当該保険料を納付していたと推認することはできない。

その上、申立人に係る戸籍謄本により、申立期間①のうち昭和52年2月から54年4月までの期間、申立期間④、及び申立期間⑤のうち61年2月については、申立人は、当時の夫と婚姻関係になかったことが確認でき、当該事実を申立人に伝えたが、申立人からは、これらの期間の保険料納付等について、明確な供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は平成 4 年 9 月 30 日に A 社を退職したが、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る雇用保険被保険者記録においては、離職日は平成 4 年 9 月 29 日と記録されている上、同社及び申立期間当時の同社の取締役（複数）は、いずれも、「当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態や保険料控除は不明である。」と回答しており、申立人の同年 9 月 30 日における在籍及び申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間当時に A 社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した者について調査したところ、資格喪失日が平成 4 年 9 月 30 日である者が 2 人（申立人を含む。）いるほかに、同年 10 月 1 日である者が 6 人いることなど、同社が申立人についてのみ資格喪失日を誤って届け出たことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほかに、保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。